

千葉県告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成30年5月25日

千葉市長 熊谷俊人

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【医療機関】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団 駿心会 いなげ腎クリニック	千葉市稲毛区小仲台2-3-15	平成30年 6月 1日から 平成36年 5月31日まで

【訪問看護事業所】

名称	所在地	指定期間
ハルミ訪問看護ステーション	千葉市中央区矢作町955-1	平成30年 6月 1日から 平成36年 5月31日まで